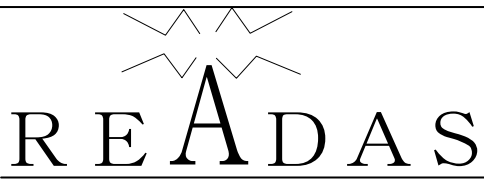


第 4956 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月 4日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

死亡後に支給が確定した退職金の取扱い

Q：死亡した先代社長に退職金を支払わなければならないのですが、資金繰りの都合で2年経った今も金額が確定しておらず、支払っていません。この場合の退職金の取扱いは、どうなりますか？

A：死亡後3年以内に支給額が確定した退職金はみなし相続財産、3年を超えて支給額が確定した退職金は相続人等の一時所得となります。

【解説】

退職金は、相続人が原始的に取得するものと考えられていることから、相続税においては、被相続人の死亡により相続人その他の者が被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（退職金）で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものを受け取った場合には、その受け取った者が相続人である場合には相続により、相続人以外の者である場合には遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されることとなっています。

この場合の死亡後3年以内に支給が確定したものと、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等の額が被相続人の死亡後3年以内に確定したものをいい、実際に支給される時期が被相続人の死亡後3年以内であるかどうかを問わないものとされています。

なお、死亡後3年を超えて支給額が確定した退職金を相続人等が受け取った場合は、相続人等の一時所得として課税の対象とされます。

